

築上町国際交流員派遣要領

(趣旨)

第1条 この要領は、学校及び各種団体等が実施する国際交流活動等に対して派遣する国際交流員の派遣手続き等について、必要な事項を定めるものとする。

(派遣対象業務)

第2条 国際交流員の派遣の対象となる業務は、次の業務とする。

- (1) 外国の文化及び生活の紹介のための講演等
- (2) 異文化理解のための交流活動への協力
- (3) 簡易な外国語日常会話指導
- (4) その他、町長が必要と認めた業務

(派遣日時等)

第3条 派遣時間は原則として、国際交流員の勤務時間内とする。

2 休日及び時間外の派遣については、国際交流員と相談のうえ決定する。

(派遣申請手続)

第4条 国際交流員の派遣を申請しようとするもの（以下「派遣申請団体」という。）は、派遣を必要とする日の原則2週間前までに、国際交流員派遣申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

(派遣決定)

第5条 前条の申請があったときは、当該派遣申請内容、国際交流員の業務予定等を勘案し、国際交流員と相談のうえ、その可否を決定する。

(活動報告)

第6条 派遣申請団体は、当該事業の終了後10日以内に、国際交流員活動報告書(様式第2号)を提出しなければならない。

(費用負担)

第7条 派遣に伴う謝金等の報償費は、支給しないものとする。

2 派遣に伴う旅費や材料費等が発生する場合には、実費額の全額を派遣申請団体が負担しなければならない。

(派遣の制限)

第8条 派遣申請団体が次の各号のいずれかに該当すると認める時は、国際交流員を派遣させないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、または善良な風俗を阻害するおそれのあるとき
- (2) 政治、宗教または営利を目的とした催しを行うおそれのあるとき
- (3) その他、町長が適切でない判断したとき

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。